

○厚生労働省告示第七十五号

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）の規定に基づき、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第百三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月五日

厚生労働大臣 長妻 昭

本則を次のように改める。

第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準

一 通則

イ 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して届出を行う前六月間において、当該届出に係る事項に関し不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。

ロ 地方厚生局長等に対して届出を行う前六月間において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十四条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十一条第一項の規定に基づく検査等の結果、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十八条第一項に規定する指定訪問看護（以下

「指定訪問看護」と総称する。）の内容又は訪問看護療養費の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

ハ 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第二条に規定する員数を満たしていること。

二 訪問看護基本療養費(Ⅱ)の基準

精神障害を有する者に対して指定訪問看護を行うにつき、必要な体制が整備されていること。

三 24時間対応体制加算の基準

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある場合であって、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行うことができる体制にあること。

四 24時間連絡体制加算の基準

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあること。

五 重症者管理加算の基準

指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対する指定訪問看護を行うにつき、当該利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体

制その他必要な体制が整備されていること。

第二 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

一 訪問看護基本療養費の注1に規定する厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）別表第七に掲げる疾病等の利用者

二 訪問看護基本療養費の注4に規定する厚生労働大臣が定める者

特掲診療料の施設基準等別表第七の二各号に掲げる者

三 長時間訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者

特掲診療料の施設基準等別表第七の三に掲げる者

四 複数名訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者

一人の看護師等による指定訪問看護が困難な利用者であって、次のいずれかに該当するもの

イ 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の利用者

ロ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

ハ 特掲診療料の施設基準等別表第八各号に掲げる者

ニ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者

五 訪問看護管理療養費の注3本文に規定する厚生労働大臣が定める状態等にある利用者

特掲診療料の施設基準等別表第八各号に掲げる者

六 訪問看護管理療養費の注3ただし書に規定する厚生労働大臣が定める状態等にある利用者

特掲診療料の施設基準等別表第八第一号に掲げる者

第三 特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める地域

一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域

二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域

三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村の地域

四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域

五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

六 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

第四 指定訪問看護に係る厚生労働大臣が定める場合

一 要介護被保険者等である利用者について指定訪問看護の費用に要する額を算定できる場合

イ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を行う場合

ロ 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の利用者に対する指定訪問看護を行う場合

ハ 訪問看護基本療養費(Ⅱ)が算定される指定訪問看護を行う場合

二 訪問看護基本療養費の注12ただし書に規定する所定額を算定できる場合

イ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護又は同条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護の提供を受けている利用者に対し、前号イ又はロに掲げる指定訪問看護を行う場合

ロ 介護保険法第八条第二十四項に規定する介護老人福祉施設の入所者等であって、末期の悪性腫瘍しゅようであるものに対し、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護を行う場合